## 5. 交付金の決定(何がポイント?)

この交付金は、交付要件やその使途が定められています。せっかく申請したものの、活動内容の一部の経費 が対象外であったり、認められていない支出のため精算時に経費とできない等のアクシデントが発生する恐れ もあります。交付金の交付用申請ならびに交付金の使用に当たっては、その内容を十分に理解しておく必要が あります。

また、この交付金は、3年間の継続的な活動を通して、地域コミュニティが形成・強化されることが目的で す。一定水準の継続的な活動ができなくなった場合は、遡って交付金の返還が求められることがあります。

交付金の使途は、「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」に次のように示されています。以下、支払い可 能な使途や交付金の管理の仕方について解説をします。

| 「交付    | 付金の使途] |  |
|--------|--------|--|
| $\sim$ |        |  |

| 区分                     | 使 途                           |
|------------------------|-------------------------------|
| ・活動推進費                 | 人件費(地域環境保全作業、森林資源利用作業、調査・記録作業 |
| ・地域環境保全タイプ(里山林保全)      | 等)、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・ |
| ・地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備) | なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品、通信運搬費、  |
| ・森林資源利用タイプ             | 書籍、委託料、印刷費等                   |
| ・森林機能強化タイプ             |                               |
|                        |                               |
| ・関係人口創出・維持タイプ          | 人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係   |
|                        | 者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服  |
|                        | 等の消耗品、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書   |
|                        | 籍、委託料、印刷費等                    |
|                        |                               |
| ・資機材・施設の整備             | 刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チッパ    |
|                        | ー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内    |
|                        | 作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや(休   |
|                        | 憩や作業のための簡易建物)、資機材保管庫、移動式の簡易   |
|                        | なトイレ(関係人口創出・維持タイプで使用するものにあ    |
|                        | っては賃借料に限る)、携帯型GPS機器、設置費等      |
|                        | ※汎用性の高い物品等は対象外です              |
|                        |                               |
|                        |                               |

## 5-1 交付金の使途の説明

## ▶人件費は各協議会が定める単価・上限がある場合があります。

ロ 雑草木の刈払い作業に参加してくれた地域住民の方への日当、講師の先生の謝金等は交付金を使って支

払うことができますが、その金額(単価や上限)については、各地域協議会が定めている場合があるの でご確認ください。活動組織の構成員以外の人でも、作業の日当の支払いは可能です。(構成員に限定し ている地域協議会もあります)

## ▶「消耗品」、と「資機材」・「施設整備」は用途で違いを考えます。

- □ 「消耗品」と「資材」の考え方は金額ではなく用途の違いで考えます。安価な物品であっても、構造物等として、その後に残るあずまや、資機材保管庫、建物や特用林産物の栽培等で使用する施設、移動ができない表示看板などに使われる材料は「資材」として扱います。極端な例をあげれば、同じ「釘」や「ボルト」であっても、木工体験教室で参加者が作る作品に使うなら「消耗品」ですが、あずまや作りや看板や柵の設置などに使う場合は「資材」となります。(C-7-b-7・8)
- □ 消耗品は、使用に伴い直接摩耗・消耗するものです(例:チッパーの替え刃、チェーンソーのエンジンオイル、カマ、ノコギリ、ナタ等)。ただし、資材のうち構築物全体の耐用年数に比べて著しく早く劣化するものは消耗品として扱うことができます(例:鳥獣害防止柵のネット等、炭焼き窯の耐火煉瓦など)。
- ロ また、機材は、使用に伴い直接摩耗・消耗しない製品、完成品として調達できるものを指します(例:
  チッパー、チェーンソー、完成品の状態で引き渡されるあずまや等)。
- ロ なお、チッパー、チェーンソーなど摩耗・消耗部品を含む製品の場合も、新品として購入する際は製品
  全体を機材として扱いますが、機材の刃などで軽微な部品購入は消耗品として購入することは構いません。また、修理を依頼する場合、その費用は交付金の対象外ですのでご注意ください。(C-7-b-6)
- □ 消耗品、機材については、中古の商品は適正価格や状態が不明確であるため、購入対象外です。
  (C-7-b-9)
- □ 高額な機材についてはリースも検討してください。購入の場合は 1/2(林内作業車、薪割り機、薪スト ーブ又は炭焼き小屋を購入する場合は 2/3)は自己負担ですが、リース代は全額を支出することができ ます。計画期間内において、リース代と比較して購入した方が交付金からの支出が安い場合には、購入 することができます。その場合地域協議会に申請し、承認を受ける必要があります。(C-7-b-5)
- □ 資機材・施設整備の総額は、自己負担分を除いた申請分の金額と面積及び回数あたり単価(活動初年度の場合、活動推進費を含む)で申請する活動費の総額が1活動組織あたり単年度で500万円までとしてください。また、上限には達していなくても、調達しようとする資機材・施設の内容は、活動規模に対して適正な数量や性能水準であることが必要です。(C-7-b-2)
- ロ 地域協議会によっては、機材の共同購入や貸与を行っているところもありますので、地域協議会に確認 願います。